

薬だつ知識

医薬品は大きく①医療用医薬品②要指導医薬品③一般用医薬品に分類されます。医療用医薬品は、医師が発行した処方箋に基づいて、薬剤師が調剤して渡す薬です。「病院でもらっている薬を受診せずに販売してほしい」と相談されても、大規模災害時など特別な事情があるとき以外は、販売できません。

要指導医薬品と一般用医薬品は処方箋がなくても購入できるいわゆる「市販薬」です。一般用医薬品は、リスクの程度により第1類から第3類までに分けられています。要指導医薬品と第1類医薬品は、副作用や飲み合わせなどに注意が必要なので、薬剤師の情報提供が義務付けられており、薬剤師が勤務している店舗でしか購入できません。第2類と第3類は、薬剤師や登録販売者が勤務する店舗で購入することができます。

分類で販売方法異なる

14. 医薬品の種類

医療用として承認を受けた薬を市販薬に転用した「スイッチOTC医薬品」というものがあります。スイッチOTC医薬品は、まず要指導医薬品として発売され、一定期間を経て、リスクの再評価がされます。安全性に問題がなければ一般用医薬品に変更されます。例えば現在、ロキソニンSとガスター10は第1類医薬品、アレグラFXとアレジオン20は第2類医薬品として販売されています。

このように、医薬品の分類で、販売方法が細かく決まっています。薬局ではこれらを全て取り扱っています。

読者の皆さんから今後取り上げてほしいテーマを募集しています。はがきかファクス099(254)612911でお寄せください。〒890-8589 鹿児島市与次郎2-8-1 県薬剤師会「薬だつ知識」

事・岩元暢秀



処方箋がなくても薬局は利用できるの、分らないことがあったら何でも相談しよう